

## 氷見市キッチンカー貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、食品の調理を目的とした設備を備えた車両（以下「キッチンカー」という。）の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

(貸与自動車)

第2条 貸与するキッチンカーは、次のとおりとする。

- (1) 自動車の種類 特殊用途自動車
- (2) 付帯内容 自動車任意保険（対人、対物、人身及び車両）

(貸与対象者)

第3条 キッチンカーを借り受けることができる者は、市内に住所を有する個人若しくは団体又は市内に事業所を有する個人若しくは法人であって、次に掲げる者とする。

- (1) 食を通じた地域経済の活性化に寄与する事業を行う者
- (2) 氷見市の食を普及させるための事業を行う者
- (3) 食育事業を行う者
- (4) その他市長が特に必要と認めた事業を行う者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する事業を行う者
- (2) 違法な活動を支援又は助長する、又はその恐れがある事業を行う者
- (3) 政治結社、宗教団体、暴力団その他反社会的勢力に関する事業を行う者
- (4) マルチ商法、無限連鎖商法に関する事業を行う者
- (5) 関係法令の規定によりキッチンカー（車内の設備を含む。以下同じ。）の使用に制限を受ける者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と判断する事業を行う者

(申請及び決定)

第4条 貸与を受けようとする者は、貸与を受ける日の7日前までに、市長にキッチンカー貸与申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を審査し、貸与の要否を決定し、貸与を受けようとする者に通知するものとする。

3 申請書は借用する日が属する月の6月前から先着で受け付けるものとする。ただし、市及びひみの食ブランディング協議会が使用する場合は、この限りではない。

(貸与条件)

第5条 貸与条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸与期間は、原則7日以内とする。ただし、氷見市の事業としてキッチンカーを使用している期間は貸与しない。
- (2) 貸与は、無償とする。
- (3) 貸与の決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、キッチンカーを転貸しないこと。
- (4) 借受者（借受者とともに第3条に定める事業に従事する者を含む。）が細菌、ウイルスなどの病原体による感染症に感染していないこと。

- (5) 運営管理等に必要な消耗品等は、借受者が用意すること。
- (6) 食品営業許可など各種関係法令の必要な許可を取得すること。
- (7) 食品営業賠償保険等の生産物賠償責任保険（P L保険）に加入すること。
- (8) 返却の際、車内の設備を原状に復すこと。
- (9) 返却の際、燃料（発電機の燃料を含む。）を満タンに補充すること。
- (10) 返却の際、市長にキッチンカー運行日誌・実績報告書（様式第2号）を提出すること。
- (11) 返却の際、市長が指定する日時、場所で市長の検査を受けること。
- (12) その他、関係法令及び市長が指示する事項を遵守すること。

（運営管理）

第6条 借受者は、キッチンカーの運行及び運営管理等に関して自主的かつ責任を持って実施するものとする。

（貸与の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、キッチンカーの貸与の決定を取り消すことができる。

- (1) 借受者が貸与の解除を申し出たとき。
- (2) この規程に違反したとき。
- (3) キッチンカーの運行及び運営管理等に関して、この規程の趣旨にそぐわない利用等が見られたとき。
- (4) キッチンカーの事故、故障等により、キッチンカーを貸与することができなくなったとき。

（事故報告等）

第8条 借受者は、キッチンカーにより事故が生じたときは、直ちに市長が指定する損害保険会社に連絡するとともに市長へ報告しなければならない。

2 借受者は、キッチンカーに損傷を与えたとき、キッチンカーが故障したとき又はキッチンカーが盗難にあったときは、直ちに市長へ報告しなければならない。

3 借受人が貸与期間中にキッチンカーに関し、道路交通法に定める駐車違反をしたときは、直ちに市長へ報告するとともに、借受人は駐車違反をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら駐車違反に係る反則金を納付し、かつ、当該駐車違反に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を負担しなければならない。

（損害賠償）

第9条 前条に規定する場合において、損害額（市及び借受者が加入する保険の補償限度額を超える部分をいう。）は、借受者が負担する。ただし、その損害が市の責めに帰する事由による場合は、損害額は市が負担するものとするが、第7条の規定により貸与できなくなった場合においては、損害賠償は発生しないものとする。

（委任）

第10条 この規程で定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。